

高効率MEH知的財産権分科会平成27年度活動計画

「高効率MEMS振動発電デバイスの研究」(以下「MEH研究」)に係わる知的財産に係わる委員会は、技術研究組合NMEMS技術研究機構(以下「組合」)の知的財産権委員会の下に「高効率MEH知的財産権分科会」を設置し(知的財産権委員会運営要領を平成27年4月1日改正)、エネルギー・環境新技術先導プログラム「トリリオンセンサ社会を支える高効率MEMS振動発電デバイスの研究」委託事業の成果としての知財の帰属・認定方針や管理・活用について、合理的なルールを確立する。

すでに、知財の帰属、発明の届出から特許出願までの手続き(知財の認定)、成果である特許の実施(自己実施、第三者への実施許諾、など)の基本原則は組合の「知的財産権取扱規程」において原則が規定されているので、平成27年度は、MEH研究により生じた特許の具体的な管理・活用のルール化について検討する。



[委員構成]

高効率MEH知的財産権分科会は、知的財産権委員会の委員のうち、高効率MEMS振動発電デバイスの研究」に係わる者をもって構成する。

MEH研究の実施より生じた知的財産権の取扱いについては、組合の「知的財産権取扱規程」の規定を適用する。

技術研究組合NMEMS技術研究機構

知的財産権取扱規程 (平成26年8月1日改正)

知的財産権の届出等に関する事務処理細則 (平成26年8月1日制定)

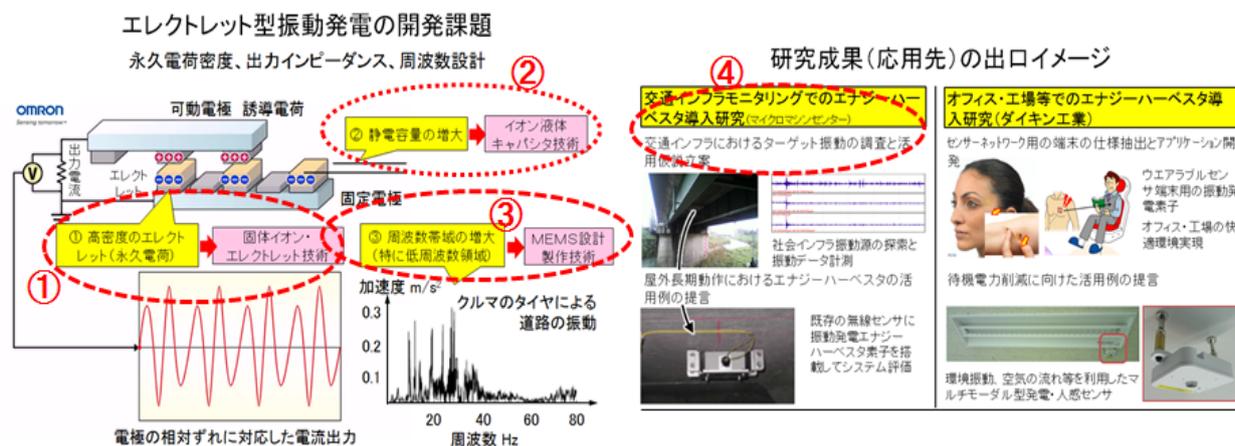
知的財産権委員会の運営要領、及び組合の知的財産権取扱規程の内容については、組合のホームページ <http://www.nmems.or.jp/> の「高効率MEH」 研究員専用サイト の「規程類・資料集」 MEH研究 [規約・規程] を参照。

- ・ 知的財産権委員会運営要領(pdf file、2015/4/1 改正)
- ・ 知的財産権取扱規程(pdf file、2014/8/1 改正)
 - ・ 知的財産権の届出等に関する事務処理細則 (pdf file、2014/8/1 制定)

1. 平成 27 年度の検討項目

組合「知的財産権取扱規程」で規定された研究成果（知財権）の実施に係わる項目（末尾【参考】を参照。）について、MEH研究により生じた特許についての具体的なルール化（成果の利用・普及に関する指針）について検討する。

なお、上記の成果利用・活用の指針の検討にあたっては、本MEH研究により権利化すべき特許領域及びその内容に係わる特許解析（パテントマップ）を行い、特許技術の保護と活用の両面から検討する。



【パテントマップ例】

- ・技術発展（変遷）マップ：①②③の技術分野の特許を出願年・公開年・登録年などに沿って並べ、ある特定技術の発展の流れを示す。④は利用分野中心。
- ・サイテーションマップ（引用特許マップ）：①②③の技術分野の特許同士の引用・被引用関係を示す。（被引用回数が多いほど重要特許とみなす。）

2. 検討スケジュール

成果の利用・普及に関する指針として検討する項目は下記項目を予定し、検討するスケジュールは次のとおり。

- ・第三者への実施権の設定（実施許諾条件、実施料率、など）
- ・MEH研究参加者への実施権の設定
- ・バックグラウンドIPの取扱
- ・成果（特許）普及に向けての組合及びMEH研究参加者の協力事項

検討項目	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期
特許解析 (パテントマップ)				→
成果の利用・普及 に関する指針	指針(案)作成		→ 事務局(案)提示/検討	→ まとめ
高効率MEH 知的財産権分科会	▼ 第1回 (4/3)	▼ 第2回 (6/15)	▼ 第3回 (9/)	▼ 第4回 (1/)

【参考】

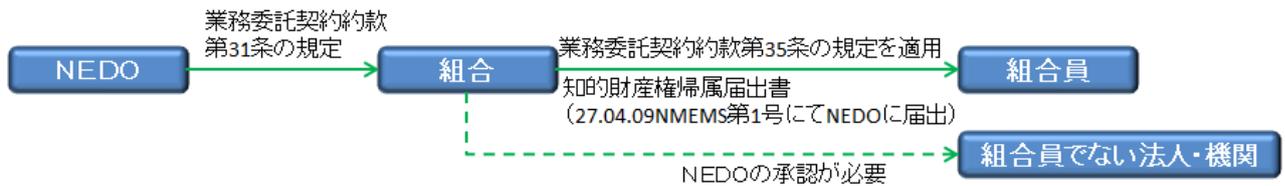
●MEH研究の知財権の帰属（基本原則）

知財権の帰属 (技術研究組合NMEMS技術研究機構「知的財産権取扱規程」第3条)		
区分	研究従事者の定義	知財権の帰属先
組合研究者	組合が採用した者で、実施計画書に登録した研究者	組合または組合員
出向研究者	組合員が組合に出向させた研究者で実施計画書に登録した研究者	研究者が在籍する組合員
交流研究者	組合に設置される委員会への参加、研究を推進するために必要な研究業務及び研究支援業務のため、実施計画書に登録した研究者	研究者が在籍する法人・機関 <small>注：交流研究者の所属する機関が組合員でない場合は、NEDOの承認を得る。</small>
研究機関研究者	研究機関の研究者が、組合に出向の形態をとらず、研究機関に在籍したまま試験研究に従事し、実施計画書に登録した研究者	研究者が在籍する研究機関
兼業研究者	本研究に従事させるために研究機関の兼業許可を受け組合が採用し、実施計画書に登録した研究者 <small>注：研究機関が組合員でない場合、組合との兼業研究者の取扱に関する取り決めを確認のうえ、場合によってはNEDOの承認を得て研究機関に帰属。</small>	組合または組合員
再委託研究者	組合と再委託契約を結んだ者(再委託契約者)が再委託研究実施計画書に登録した研究者	再委託契約締結者
共同研究研究者	組合と共同研究契約を締結した者(共同研究契約者)が実施計画書に登録した研究者	共同研究契約締結者

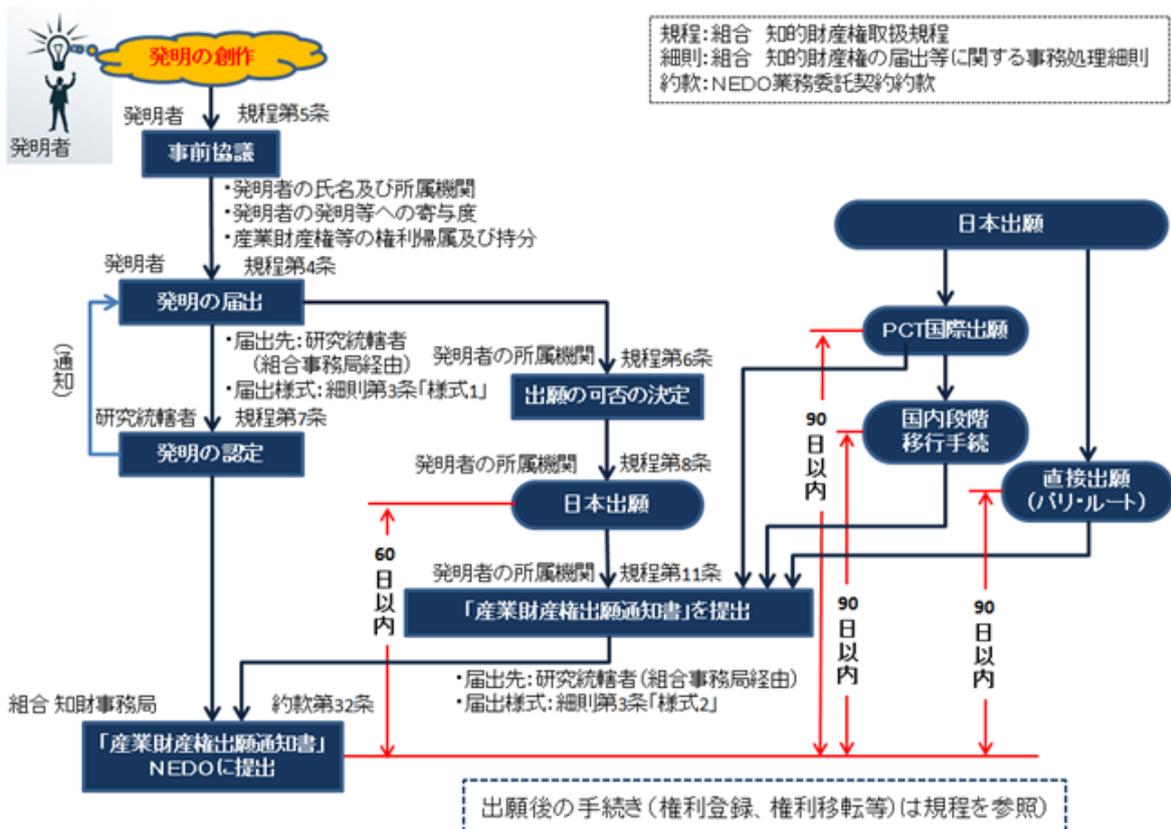
高効率MEH
研究従事者

■ NEDO契約での知財権の帰属

注) 実施計画書: NEDO委託業務実施計画書



●発明の創作から特許出願までの手続きフロー



● 発明届出書 (MEH研究用) の様式

様式1-3

研究実施場所整理番号 (注1) (秘) (MEH)

作成日:平成 年 月 日

発明届出書

(研究統轄者) _____ 殿

知財事務局 経由

(届出者) 所 属 _____
職 名 _____
氏 名 _____
連絡先 _____
Email: _____
電話: _____

下記発明について知的財産権取扱規程第4条第1項に基づき、届け出ます。

- 発明の名称
「 _____ 」
- 発明の内容等説明書
別紙参照
- 発明者

筆頭者 (◎印)	発明の 寄与率	所属機関 (企業名、大学・研究機関)	氏名	研究者区分 (注2)
- 出願人と権利の持分

出願手続 (◎印)	権利 持分比率	出願人 (共同出願人)	備考
- 学会等の外部発表
学会等の名称(発表先) _____
発表予定日 _____
投稿予定日 _____
- 外国出願に関する意見(同時出願、後日出願、国内のみ、等)

■ 発明の内容説明書(別紙):以下の項目を記載。

- 従来技術と課題
- 発明の概要と権利化したい発明の内容
(権利化したい内容は、請求項を記すこと。)
- 研究者所属機関において出願と判断するに至った論拠
(先行技術調査を踏まえて)
- 添付資料の有無(ありの場合は、資料の名称)
- 先行技術調査のためのキーワード
(同義語、類語を網羅して下さい。)
- 先行技術調査の結果
- プロジェクトの知的財産として取扱う理由

(注1) 発明届出書の整理番号

・研究実施場所整理番号

① 01

ランニングナンバー(01,02,...)

研究実施場所の番号

番号	研究実施場所(実施計画書 記載)
①	NMEMS技術研究機構 高効率MEH研究所
②	国立大学法人静岡大学
③	株式会社鷺宮製作所 R&Dセンター
④	ダイキン工業株式会社 金岡工場
⑤	一般財団法人マイクロマシンセンター
⑥	国立大学法人東京大学 (再委託場所)

(注2) 研究者区分

規程第2条3項による区分を記入。

● 成果の普及・活用に係わる基本原則

研究成果(知財権)の実施に係わる組合「知財規程」の規定(抜粋)

■ 組合及び組合員の責務(知財規程第18条)

- 研究成果の利用・普及に際しては、組合が試験研究の成果を国内生産・雇用、輸出、内外ライセンス収入、国内生産波及・誘発効果、国民の利便性向上等の形を通じて、我が国の経済活性化の実現に努める責務があることから、試験研究により生じた産業財産権について、当該産業財産権の権利者は組合員として組合と協力し、国内外で広く活用されるように努めるものとする。
- 組合は、事業化あるいは標準化を想定した知的財産情報の共有を図り、組合員はこれに協力するものとする。

■ 共有産業財産権の自己実施(知財規程第20条)

- 共有産業財産権は、無償で非独占的に自ら実施(自己実施)することができる。
(子会社による実施、製造委託を含む。)
- 自己実施の範囲及びその実施の条件は、他の共有産業財産権の権利者と協議し、その取り決めを行う。

■ 第三者への実施許諾(知財規程第19条)

- 第三者(組合員MEHメンバー以外)に自己の権利を実施許諾する場合は、「非独占的な通常実施権」とする。
- 「専用実施権」の設定は、NEDO承認。
(NEDO委託業務契約約款第31条の3第2項/NEDO共同研究契約約款第33条の3第2項)

■ 組合員(MEHメンバー)への実施許諾(知財規程第23条)

- 組合員への実施許諾の実施条件は、第三者への実施条件より不利にならないことを主眼として協議する。

■ 知財権の譲渡等の制限(知財規程第24条)

- 権利者は、組合員以外の第三者に対してその持分を譲渡し、その持分を目的として質権を設定する場合は、事前に当該産業財産権を有する他の共有者及び組合の同意を得なければならない。
※ 「譲渡・移転」の設定は、NEDO承認。
(NEDO委託業務契約約款第31条の3第2項/NEDO共同研究契約約款第33条の3第2項)

以上